

デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会
コンプライアンスWG（第2回）
議事要旨

- 1 日時：令和3年3月26日（金）10:00～11:30
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
根本主査、清水構成員、巽構成員、丹生谷構成員
 - ・ 総務省
佐々木郵政行政部長、菱沼企画課長、渋谷郵便課長、
高田貯金保険課長、徳光信書便事業課長、谷内検査監理室長

- 4 議事
 - (1) 事務局より、資料2-1～2-8に基づき説明が行われた。
 - (2) 全体を通じて、意見交換が行われた。

- 5 構成員等からの主な意見
 - 日本郵便株式会社に対する監督指針に関して、個々の郵便認証司に関する処分・指針等については本指針の対象外であると整理されているが、この記載の必要性については改めて検討していただきたい。
 - 監督に関する基本的考え方に「定期的な対話」や「社内資料の確認」といった予防に関する措置が追加されているが、これらを監督上の評価項目に反映させることも理論的には考えられるのではないかと。今後、監督の在り方を発展させていく際には検討の余地があると考えます。
 - 今回作成する監督指針を運用していく中で、今後重要事案等が発生した場合には金融庁をはじめとした他省庁との連携を図り、またそれを指針にフィードバックして、全体として適正な監督がなされるようにしていただきたい。
 - 日本郵政株式会社に対する監督指針に関して、2(1)②に「代表取締役や取締役会のコンプライアンスに関する認識や取組は十分か。」との記載があるが、ここではコンプライアンスだけでなく、ガバナンスについても追加するとよい。
 - 日本郵便株式会社に対する監督指針に関して、研修・教育の観点を追加するとよいのではないかと。現場の従業員だけでなく、経営陣も同じように実施することが重要であるため、経営陣、従業員の双方を対象として追加を検討いただきたい。
 - 「行政指導・行政処分等を行う際の考え方」として、事案の発覚後速やかに公表が行われたかどうか、また公益通報が行われた場合に公益通報者保護法に違反した取扱などが行われなかったかどうか、の2点についても追加してはどうか。

- ユニバーサルサービスの確保とコンプライアンスの関係を整理すべきである。前者が最終的な目的であり後者はその手段であると解釈できる箇所と、両者が同列に位置付けられていると解釈できる表現が混在しているため、監督の目的や、監督における総務省の役割に照らして記載を見直していただきたい。
- 日本郵政株式会社に対する監督指針において、「監督の視点」には問題の発生を未然に防ぐという記載があるが、監督に携わる職員の行動規範やグループガバナンスの意義等にはその観点での記載がないため、必要に応じて言及いただきたい。
- 利益相反に関する着眼点として、「利益相反のある取引があらかじめ特定・類型化されているか」という項目があるが、特定・類型化は未知の事案に対しては適用できないため、未知の事案への対応についても言及するとよい。
- 日本郵政株式会社に対する監督指針は、持株会社としての子会社やグループ会社の管理の側面に焦点を置いているが、日本郵政株式会社自体において不祥事等が起きるとグループ全体の信用低下にもつながりかねないため、日本郵政独自事業の監督についての記載も、必要性を検討していただきたい。
- 企業文化を変えていくには、現場の取組として研修や教育の観点が非常に重要である。
- 「利用者本位の経営理念とコンプライアンスの徹底等の浸透」に関しては、経営陣と社員との双方向のコミュニケーションに加えて、社員間、部門間の横のコミュニケーションも非常に重要であるため、その点にも言及していただきたい。
(以上)